

令和4年度廿日市市新事業創出補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動に大きな影響が及ぶ中、アフターコロナを見据え、市内事業者のデジタル化を促進し、経営基盤の強化を図ることを目的として、デジタル技術を活用する新たな商品・サービスの開発や販路開拓の取組、製造工程の効率化、業態転換等を図ろうとする廿日市内の中小企業者に対して、予算の範囲内において令和4年度廿日市市新事業創出補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている者を除く。

(補助対象者の要件)

第3条 補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 廿日市内に事業所(法人にあっては本店)を開設し、今後も1年以上事業を継続する意思があること。
- (2) 廿日市内での事業の実施に当たって、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること。

2 次の各号に該当する者は、支給対象者としなない。

- (1) 市税等(国税及び地方税)を滞納しているもの。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて認められた延納等は除く。
- (2) 申請する補助金交付額が20万円未満のもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員であるものまたはそれらと密接な関係にあるもの。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者が、運営に関与しているもの。
- (5) 会社法第475条若しくは第644条の規定による精算の開始又は破産法第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続き開始の申立てがなされているもの。
- (6) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされているもの。
- (7) 宗教活動又は政治活動が主たる目的とするもの。
- (8) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのあるもの。
- (9) その他廿日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会実行委員長(以下「実行委員長」という。)が適当でないと認めるもの。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、デジタル技術を活用した取組を始め、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 新商品または新サービスの企画または開発に関する事業
- (2) 販路開拓に関する事業

- (3) 新たな分野への事業展開を行う事業
 - (4) 既存事業から業態転換をして行う事業
 - (5) 業務の効率化や生産性の向上に資する事業
 - (6) その他、実行委員長が認める事業
- (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、小規模事業者持続化補助金〈一般型〉【公募要領】第13版(2021年10月13日)に準じるものとし、別表に掲げる経費で、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 廿日市市内の商工会議所又は商工会に事前相談を行い、経営指導員等の助言を受けて作成し、経営指導員が確認した事業計画に基づき実施した事業に係る経費であること。
- (2) 実行委員長の交付決定日以降新たに開始した事業に係る経費であること。
- (3) 令和4年11月30日までに支払いが完了している事業に係る経費であること。
- (4) 備品の購入経費は、市内事業所で設置及び使用するものであること。
- (5) パソコン、タブレット、携帯電話、自動車、バイク、自転車の購入等目的外で使用可能なもの並びに旅費でないこと。
- (6) 社会通念上相当と認められる額であること。
- (7) 公租公課(消費税及び地方消費税相当額等)を除いた額であること。
- (8) 国、県、他の自治体、廿日市市及び実行委員会からこの要綱の規定による補助金以外の補助金を受けていない経費であること。

- 2 補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との支払の区分が難しいものは、補助対象経費から除くものとする。
- 3 補助対象経費の支払先が、補助対象者と資本関係のある事業者又は補助対象者の役員若しくは役員の属する企業等である場合は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、中小企業庁が認定制度を設けている「事業継続力強化計画」の認定を受けた事業者、又は認定の申請を令和4年11月30日までにを行った事業者に限り補助対象経費に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 2 前項に規定する補助金の上限は30万円とする。
- 3 この要綱による補助金の交付は、同一補助対象者に対して1回限りとする。

(補助金の範囲)

第7条 前条に規定する補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和4年度廿日市市新事業創出補助金申請書に次に掲げる書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない

- (1) 誓約書及び同意書
- (2) 事業を行っていることが確認できる書類
 - ア 法人にあっては、直近の法人事業概況説明書の写し(創業後申告時期が未到来の場合は、法人設立(開設)届出書の写し)

イ 個人にあつては、直近の確定申告書第一表の写し(創業後申告時期が未到来の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し)

(3) 本人確認書類の写し(個人の場合のみ)

(4) 補助事業計画書

(5) 補助事業計画に関する確認書

(6) 事業概要書及び営業に必要な許可を受けていることが確認できる書類

(7) その他実行委員長が必要と認める書類

2 申請期間は令和4年5月16日から7月31日とする。ただし、令和3年度に廿日市市新事業創出補助金を利用したものは令和4年6月15日以降から申請可能とする。

(交付の決定)

第9条 実行委員長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた申請者は、事業計画書に基づく事業の支出経費の内容及び事業の効果が確認できる書類を実行委員長に提出するものとする。

2 補助対象経費の支払い方法は、銀行振込又は現金決済のみ認めるものとする。

(補助金の交付)

第11条 実行委員長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに交付対象者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 実行委員長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付の決定の全部を取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 補助金の交付を受けて取得した備品等を転売するなどしたとき。

(4) その他実行委員長が不相当と認めるとき。

(補助金の不正受給等への対応)

第13条 実行委員長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期日を定めてその返還を命じるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、直ちに補助金を返納しなければならない。

3 第1項の補助の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 実行委員長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者の申請により、延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(立入検査等)

第14条 実行委員長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告させ、又は指定する職員にその事務所、事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 申請者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(書類の整備)

第15条 申請者は、補助事業に係る収支を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、令和5年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間をいう。)を経過しないものについては、財産管理台帳その他関係書類を作成し、当該処分制限期間を経過する日まで保管しなければならない。

(申請者の募集)

第16条 申請者の募集は、令和3年度に実施した「廿日市市新事業創出補助金」を受けていない事業者を優先する。

(アンケートへの協力)

第17条 交付対象者は、事業終了後に実行委員長が実施するアンケート調査に協力しなければならない。

(実施規定)

第18条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助の交付を受けた者における第13条、第14条、第15条及び第17条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

補助対象経費
①機械装置等費
②広報費
③展示会等出展費
④開発費
⑤資料購入費
⑥雑役務費
⑦借料
⑧専門家謝金
⑨専門家旅費
⑩設備処分費
⑪委託費
⑫外注費
⑬その他実行委員長が適当と認める経費